

議案第 55 号

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前																																	
<p>(メーターの貸与及びその費用)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により定める額に、当該額に消費税</u>  <u>法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び</u>  <u>その額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率</u>  <u>を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000円未満の端数を生じた</u>  <u>ときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とし、給水装置工事の申込者                      の負担とする。</p>		<p>(メーターの貸与及びその費用)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により、給水装置工事の申込者の負</u>  <u>担とする。</u></p>																																	
<p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td> <td>13ミリメートル</td> <td>20ミリメートル</td> <td>25ミリメートル</td> <td>40ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> <td>75ミリメートル</td> <td>100ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円 7,620</td> <td>円 14,286</td> <td>円 17,143</td> <td>円 33,334</td> <td>円 123,810</td> <td>円 142,858</td> <td>円 171,429</td> </tr> </table>		メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	金額	円 7,620	円 14,286	円 17,143	円 33,334	円 123,810	円 142,858	円 171,429	<p>(1) 直読式メーター</p> <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td> <td>13ミリメートル</td> <td>20ミリメートル</td> <td>25ミリメートル</td> <td>40ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> <td>75ミリメートル</td> <td>100ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円 8,000</td> <td>円 15,000</td> <td>円 18,000</td> <td>円 35,000</td> <td>円 130,000</td> <td>円 150,000</td> <td>円 180,000</td> </tr> </table>		メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	金額	円 8,000	円 15,000	円 18,000	円 35,000	円 130,000	円 150,000	円 180,000
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル																												
金額	円 7,620	円 14,286	円 17,143	円 33,334	円 123,810	円 142,858	円 171,429																												
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル																												
金額	円 8,000	円 15,000	円 18,000	円 35,000	円 130,000	円 150,000	円 180,000																												
<p>(2) 遠隔指示式メーター</p> <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td> <td>13ミリメートル</td> <td>20ミリメートル</td> <td>25ミリメートル</td> <td>40ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> <td>75ミリメートル</td> <td>100ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円 69,524</td> <td>円 74,286</td> <td>円 80,000</td> <td>円 120,000</td> <td>円 222,858</td> <td>円 260,000</td> <td>円 289,524</td> </tr> </table>		メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	金額	円 69,524	円 74,286	円 80,000	円 120,000	円 222,858	円 260,000	円 289,524	<p>(2) 遠隔指示式メーター</p> <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td> <td>13ミリメートル</td> <td>20ミリメートル</td> <td>25ミリメートル</td> <td>40ミリメートル</td> <td>50ミリメートル</td> <td>75ミリメートル</td> <td>100ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>円 73,000</td> <td>円 78,000</td> <td>円 84,000</td> <td>円 126,000</td> <td>円 234,000</td> <td>円 273,000</td> <td>円 304,000</td> </tr> </table>		メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	金額	円 73,000	円 78,000	円 84,000	円 126,000	円 234,000	円 273,000	円 304,000
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル																												
金額	円 69,524	円 74,286	円 80,000	円 120,000	円 222,858	円 260,000	円 289,524																												
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル																												
金額	円 73,000	円 78,000	円 84,000	円 126,000	円 234,000	円 273,000	円 304,000																												
<p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を</p>		<p>(料金)</p> <p>第24条 料金は次のとおりとする。</p>																																	

合算した額を加えた額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

第2条に規定する給水区域の料金

(1) 専用給水装置

用途	料率		超過料金(1立方メートルにつき)
	基本料金(1月につき)	水量	
一般用	10立方メートルまで	1,649円	165円
一般用(大口)	80立方メートルまで	13,186円	165円
営業用	80立方メートルまで	13,186円	165円
浴場営業用	200立方メートルまで	14,584円	98円
私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	973円	
臨時用	1立方メートルにつき	195円	
備考	1～4 略		

(2) 共用給水装置

基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
水量	料金	
5立方メートルまで	824円50銭	165円

(給水分担金)

第32条 給水分担金は、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設及び改造(メーターの口径を増す場合に限り、給水装置の口径を改変する場合に限る。以下この項において同じ。)工事申込者から徴収する給水分担金は、改造後のメーターの口径を差し引いた額とする。

第2条に規定する給水区域の料金

(1) 専用給水装置

用途	料率		超過料金(1立方メートルにつき)
	基本料金(1月につき)	水量	
一般用	10立方メートルまで	1,780円	178円
一般用(大口)	80立方メートルまで	14,240円	178円
営業用	80立方メートルまで	14,240円	178円
浴場営業用	200立方メートルまで	15,750円	105円
私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	1,050円	
臨時用	1立方メートルにつき	210円	
備考	1～4 略		

(2) 共用給水装置

基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
水量	料金	
5立方メートルまで	890円	178円

(給水分担金)

第32条 給水分担金は、次の区分により、給水装置の新設及び改造(メーターの口径を増す場合に限り、給水装置の口径を改変する場合に限る。以下この項において同じ。)工事申込者からの申込みの際に徴収する。ただし、給水装置の改造工事申込者から徴収する給水分担金は、改造後のメーターの口径に対応する金額から改造前のメーターの口径に対応する金額を差し引いた額とする。

径に対応する金額から改造前のメーターの口径に対応する金額を差し引いた額とする。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル以上
金額	142,858	428,572	714,286	2,857,143	5,000,000	14,285,715	円 管理者が別に定める。

2・3 略  
(施設分担金)

第34条 略

2 略

3 施設分担金の額は、1平方メートル当たり、1,429円に、その額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

4～6 略

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第17条第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申込みが行われたものに係るメーターの貸与費用について適用し、施行日前に申込みが行われたものに係るメーターの貸与費用については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道にあつて、施行日から平成26年4月30日までの間に初めて料金の額が確定するものに係る当該料金については、なお従前の例による。

4 新条例第32条第1項の規定は、施行日以後に給水装置の新設及び改造工事の申込みが行われたものに係る給水分担金について適用し、施行日前に当該工事の申込みが行われたものに係る給水分担金については、なお従前の例による。

5 新条例第34条第3項の規定は、施行日以後に協定が締結されたものに係る施設分担金について適用し、施行日前に協定が締結されたものに係る施設分担金については、なお従前の例による。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル以上
金額	150,000	450,000	750,000	3,000,000	5,250,000	15,000,000	円 管理者が別に定める。

2・3 略  
(施設分担金)

第34条 略

2 略

3 施設分担金の額は、1平方メートル当たり1,500円とする。

4～6 略